

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和2年3月26日

提出者

14番 藪原 太郎

6番 宮代 一利

18番 与座 武

20番 橋本 しげき

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘 殿

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、いまだに治療法が確立されないまま世界中に感染が広がり、世界保健機関（WHO）は、「パンデミック（世界的流行）とみなせる」と表明した。

国内においては、対策が進められてはいるが、2月27日に示された全国一斉の小中高校の休校要請、イベント中止要請等により市民生活に大きな影響が出ているほか、マスクや消毒液の品切れにより予防策が困難になる等、市民に不安が広がっている。

さらに、イベント自粛の広がり等により、商工業、観光業、イベント事業者、農業関係者等、地域経済への影響が既に始まっており、先行きの見えない状況に陥っている。

このような状況下で武蔵野市は、1月31日新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し最大限の対策を行い、議会として協力しているところである。

以上のことにより、国においては、地方公共団体、医療関係者等関係機関と連携し、感染症の収束、市民生活への支援強化並びに地域経済への対策について、下記項目を含め、より一層の対策強化を求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、迅速診断体制、ワクチン開発や治療法の早期確立に向けて努めること。
- 2 国民に向け、正確な関連情報の迅速な開示と発信に努めること。
- 3 重症化が懸念される高齢者、障害者、持病を持つ方への感染防止対策強化に努めること。
- 4 環境の急激な変化により懸念される子どもたちの見守りとケアを十分行えるよう対策強化に努めること。
- 5 子育て家庭への支援強化に努めること。
- 6 影響が懸念されるフリーランス、自営業者や個人事業主を含めた事業者への支援策強化に努めること。
- 7 感染者への差別や偏見を防ぎ、人権配慮に努めること。
- 8 地方公共団体に向け、正確な情報提供に基づく判断基準を迅速に示すとともに、財政面についても支援強化に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月 日

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

— あて